

東京経済大学大学院研究科・専攻等の教育研究上の目的に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、東京経済大学大学院学則第1条第2項の規定に基づき、東京経済大学大学院の各研究科、専攻等における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を明確にする。

(建学の精神)

第2条 東京経済大学大学院は、大倉商業学校創立者大倉喜八郎の「進一層」の心に代表される良き伝統を体して、日本国内外に生起する現代的諸問題の解決に資するべく、広い視野の下に各分野における専門知識と理論、情報の収集・分析・活用能力、的確な表現能力を体得し、かつ社会的倫理を尊重する堅実な専門的職業人や、真摯な研究者の育成を目的と定め、その実現のために教育と研究を誠実に遂行することをもって建学の精神とする。

(研究科、専攻等の教育研究理念)

第3条 経済学研究科、経営学研究科、コミュニケーション学研究科、現代法学研究科は、前条を受けて、それぞれの教育研究理念を次のとおり定める。

研究科名	各研究科の教育研究の理念
経済学研究科	経済学研究科は、日本国内外の経済における現代的諸問題の本質を広い視野から客観的に分析することにより、その解決や様々な要請に貢献しうる能力を帯し、かつ社会的倫理を具えた堅実な専門的職業人や、真摯な研究者を育成するために、その教育と研究を誠実に遂行することをもってその理念とする。
経営学研究科	経営学研究科は、企業社会が抱える諸問題の本質を捉えて分析し、その実践的な解決を探求する基盤となる研究・教育を推進し、以て企業社会の未来を切り開く気概と専門知識・倫理観を具えた企業人、専門家、研究者を養成する。
コミュニケーション学研究科	コミュニケーション学研究科は、社会を成立・維持させる上で必須のコミュニケーション活動の重要性に鑑み、日本で初めて当該学問の高等教育機関として設立された。社会におけるコミュニケーションに関する諸課題の本質を捉えて分析し、その実践的な解決を探求する基盤となる研究・教育を推進し、企業社会の未来を切り開く気概と専門知識と倫理観を兼ね備えた、多様な領域で活動する専門家、研究者を養成する。
現代法学研究科	現代法学研究科は、現代の主要な諸問題を法学的見地から分析研究し、専門的知識のより一層の深化を図り、問題解決能力を修得させることにより、専門職業人として有用な人材及び実践的な研究者の育成を目指し、その基盤となる教育研究を推進する。

(経済学研究科経済学専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第4条 経済学研究科は、広い視野の下に経済学の専門知識と理論を修得することにより、日本国内外の経済の歴史と現状、国民生活における地域社会、地球の環境と資源問題、世界諸地域における経済社会の多様性、社会と経済の思想等を探求するため、理論的思考能力とその応用能力、情報収集・分析・活用能力、客観的で首尾一貫した論理展開能力を体得し、かつ社会的倫理を尊重する堅実な専門的職業人や、真摯な研究者の育成を目的とする。修士課程及び博士後期課程の各目的は次のとおりとする。

課程名	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
経済学専攻 修士課程	本課程は、広い視野に立った精深な学識を培うことにより、日本及び世界経済の歴史と現状、さらに地球の環境と資源問題等を客観的に認識し、その本質を首尾一貫して理論展開するために、経済学の専門知識と理論、情報の収集・分析・活用能力、論理展開能力を体得した堅実な専門的職業人や、真摯な研究者を指向する人材の育成を目的とする。
経済学専攻 博士後期課程	本課程は、経済学の研究者としての自立した活動、又はその他の高度な専門的職業人としての活動に必要な、広い視野に立った研究能力を体得し、それによって経済学の精深にして創造的な学識を探求する真摯な人材の育成を目的とする。

(経営学研究科経営学専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第5条 経営学研究科経営学専攻は、経営の理論的な研究・教育と、その応用を目指した実践的な研究・教育によって、先見のかつ創造的に問題を発見して解決する専門的能力とともに高潔な倫理観をもって社会的責任を果たし、グローバルな経済・経営の舞台で活躍する、企業人、専門家、研究者の養成を目的とする。修士課程及び博士後期課程については次のとおりとする。

課程名	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
経営学専攻 修士課程	企業社会に関わる情報を収集、加工、活用する専門的能力を培い、企業経営の諸問題を先見的に発見して創造的に解決し、その実践的応用によって社会に貢献できる企業人、専門家を養成し、さらに研究者としての基本的能力を育成し、将来のより高度に専門的な研究活動に従事しうる人材を養成することを目的とする。
経営学専攻 博士後期課程	企業社会に関わる研究活動に自立して持続的に取り組むために必須な専門的能力を育成し、経営学の発展に寄与する創造的研究を通して、経営学の学術研究や企業社会に貢献できる研究者・専門家を養成することを目的とする。

(コミュニケーション学研究科コミュニケーション学専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第6条 コミュニケーション学研究科コミュニケーション学専攻は、対人関係からメディアや情報環境、組織体のコミュニケーションまで、複雑多岐に渡るコミュニケーションに関する現象を対象に、理論的な研究課題や実践上の問題を、先験的かつ創造的に発見して解決するための専門的な分析力・調査力を備え、コミュニケーション活動に関わる分野で活躍できる優れた専門家、研究者を養成することを目的とする。修士課程及び博士後期課程については次のとおりとする。

課程名	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
コミュニケーション学専攻 修士課程	<p>【メディア社会領域】 社会におけるメディアの役割や、メディアによるコミュニケーションの形成過程、さらにはその社会現象などを探求する理論を研究するとともに、実証的な調査・資料収集による高度な分析手法を培い、メディアに関する諸課題を先見的に発見して創造的に解決し、その実践的応用によって社会に貢献できる専門家を養成し、さらに研究者としての基本的能力を育成し、将来のより高度に専門的な研究活動に従事しうる人材を養成することを目的とする。</p>
	<p>【ネットワークコミュニケーション領域】 インターネットやソーシャルメディアなどに基づく現代社会の情報構造やコミュニケーション現象などを理論的に探究するとともに、実証的な調査・資料収集による高度な分析手法を培い、ネットワークメディアに関する諸課題を先見的に発見して創造的に解決し、その実践的応用によって社会に貢献できる専門家を養成し、さらに研究者としての基本的能力を育成し、将来のより高度に専門的な研究活動に従事しうる人材を養成することを目的とする。</p>
	<p>【企業コミュニケーション領域】 現代社会における企業・行政機関等、組織体による情報の受発信やメディア戦略に関する課題を理論的に探究するとともに、実証的な調査・資料収集による高度な分析手法を培い、組織体を取り巻くコミュニケーションに関する諸課題を先見的に発見して創造的に解決し、その実践的応用によって社会に貢献できる専門家を養成し、さらに研究者としての基本的能力を育成し、将来のより高度に専門的な研究活動に従事しうる人材を養成することを目的とする。</p>
	<p>【文化研究領域】 文化の固有性と多様性の理解を深め、現代文化とメディアの関係について、グローバルな視点で対象を研究し、社会学やカルチュラルスタディーズなどの分析方法を取り入れて、実証的な調査・資料収集による高度な分析手法を培い、文化研究に関する諸課題を先見的に発見して創造的に解決し、その実践的応用によって社会に貢献でき</p>

	<p>る専門家を養成し、さらに研究者としての基本的能力を育成し、将来のより高度に専門的な研究活動に従事しうる人材を養成することを目的とする。</p> <p>【ジャーナリズム研究領域】 政治、経済、社会などにおけるジャーナリズムの形成過程や受容状況の考察を通して、現代及び歴史的なメディアを通じたジャーナリズムの実態を明らかにするとともに、今日的課題の実証的な調査・資料収集による高度な分析手法を培い、ジャーナリズム研究に関する諸課題を先見的に発見して創造的に解決し、その実践的応用によって社会に貢献できる専門家を養成し、さらに研究者としての基本的能力を育成し、将来のより高度に専門的な研究活動に従事しうる人材を養成することを目的とする。</p>
コミュニケーション学専攻 博士後期課程	<p>コミュニケーション分野に関わる研究活動に自律的に取り組むために必須な専門的能力を育成し、コミュニケーション学の発展に寄与する創造的研究を通して豊かな学識を培い、大学や研究機関及び官公庁、企業等での研究的業務を担える研究者・専門家を養成することを目的とする。</p>

(現代法学研究科現代法学専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第7条 現代法学研究科現代法学専攻の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

課程名	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
現代法学専攻 修士課程	<p>現代法学研究科は、現代的な諸問題について、関連社会科学を含めた専門的知識の習得と法的紛争解決システムの理解を深め、高度の法的知識による分析と解決の手法を研究することにより、グローバル化した法化社会に対応する能力を備えた専門的職業人として活躍できる人材及び実践的な研究者を育成し、並びにその基礎となる教育研究を推進する。</p>

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、関係する各研究科委員会の発議に基づき、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

付 則 (略)